

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の伝達及びその他の情報の収集等については、この計画によるものとする。

第1節 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の伝達計画

1 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の種類及び発表基準

(1)注意報発表基準

風 雪 (平均風速)	10m/s 以上	雪による視程障害を伴う
強 風 (平均風速)	12m/s 以上	
大 雨 ※1	1時間雨量	30 mm以上
	3時間雨量	50 mm以上
	24時間雨量	80 mm以上
洪水 (24時間雨量) ※2	80 mm以上。ただし、融雪期には雨量と融雪量(相当水量との合計)	
大 雪 (現地の12時間降雪の深さ)	30 cm以上	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾 燥	最小湿度30%以下で、実効湿度60%以下	
濃 霧 (視 程)	陸上200m 以下	
霜 (最低気温)	3℃以下	
な だ れ	ア 24時間降雪の深さ30 cm以上	
	イ 積雪の深さ50 cm以上で、日平均気温5℃以上	
低 温	5月～10月 (平均気温)	平年より5℃以上低い日が2日以上継続
	11月～4月 (最低気温)	平年より8℃以上低い
着 雪	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	
融 雪 (雨量、融雪量)	24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計が70 mm以上	

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達及びその他の情報の収集等については、この計画によるものとする。

第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画

1 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準

(1)注意報発表基準

風 雪 (平均風速)	10m/s 以上	雪による視程障害を伴う
強 風 (平均風速)	12m/s 以上	
大 雨 ※1	1時間雨量	30 mm以上(平坦地以外)
	3時間雨量	50 mm以上(平坦地)
	土壌雨量指数基準	117 以上
洪水 (流域雨量指数基準) ※2	流域雨量指数基準が熊穴川流域で4 以上	
大 雪 (現地の12時間降雪の深さ)	30 cm以上	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾 燥	最小湿度30%以下で、実効湿度60%以下	
濃 霧 (視 程)	陸上200m 以下	
霜 (最低気温)	3℃以下	
な だ れ	ア 24時間降雪の深さ30 cm以上	
	イ 積雪の深さ50 cm以上で、日平均気温5℃以上	
低 温	5月～10月 (平均気温)	平年より5℃以上低い日が2日以上継続
	11月～4月 (最低気温)	平年より8℃以上低い
着 雪	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	
融 雪 (雨量、融雪量)	24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計が70 mm以上	

※1 (略)

※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。

(2) 警報発表基準

暴風	平均風速	18m/s以上
暴風雪	平均風速	16m/s以上。雪による視程障害を伴う
大雨 ※1	1時間雨量	50mm以上
	3時間雨量	80mm以上
	24時間雨量	120mm以上
洪水 ※2	3時間雨量	80mm以上
	24時間雨量	120mm以上。ただし、融雪期には雨量と融雪量(相当水量)との合計
記録的短時間大雨情報基準 ※3	1時間雨量	80mm以上
大雪	現地の12時間降雪の深さ	50cm以上

※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。

※2 「洪水」は、水防活動用洪水警報を兼ねる。

※3 「記録的短時間大雨情報」とは、大雨・洪水警報が発表されている期間中、発表されている期間中、記録的な1時間雨量を観測したときに発表される情報。

※1 (略)

※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。

(2) 警報発表基準

暴風	平均風速	18m/s以上
暴風雪	平均風速	16m/s以上。雪による視程障害を伴う
大雨 ※1	1時間雨量	50mm以上(平坦地以外)
	3時間雨量	80mm以上(平坦地)
洪水 ※2	流域雨量指数基準	熊穴川流域で5以上
記録的短時間大雨情報基準 ※3	1時間雨量	80mm以上
大雪	現地の12時間降雪の深さ	50cm以上

※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。

※2 「洪水」は、水防活動用洪水警報を兼ねる。

※3 「記録的短時間大雨情報」とは、大雨・警報が発表されている期間中、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測または解析したときに府県気象情報の一種として発表される情報。

	<p>(3) <u>特別警報発表基準</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>暴風特別警報</u></td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td><u>暴風雪特別警報</u></td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td><u>大雨特別警報</u></td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td><u>大雪特別警報</u></td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </table>	<u>暴風特別警報</u>	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	<u>暴風雪特別警報</u>	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	<u>大雨特別警報</u>	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	<u>大雪特別警報</u>	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
<u>暴風特別警報</u>	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。								
<u>暴風雪特別警報</u>	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。								
<u>大雨特別警報</u>	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。								
<u>大雪特別警報</u>	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。								

現	行 改 正
<p>2 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の伝達系統及び方法</p> <p>気象官署等の発する気象、水防等に関する予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の伝達方法は、予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等伝達系統図（別図）に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。</p> <p>(1) 注意報及び警報は、通常の勤務時間中は総務部総務課防災危機対策室が、勤務時間外は宿日直業務員が受理する。</p> <p>(2) 注意報及び警報を受理した場合は、気象情報等受理簿に記載し、直ちに総務課防災危機対策室長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係部課長等に連絡するものとする。</p> <p>予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等の伝達責任者一覧</p> <p>(略)</p> <p>(3) 夜間、休日等において宿日直業務員が予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等を受けたときは、気象情報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については防災危機対策室長（不在のときは、防災危機対策室副主幹）に連絡し、当直明けの際に気象情報等受理簿を防災危機対策室長に提出するものとする。</p> <p>ア 気象警報等 暴風、暴風雪、大雨、洪水、浸水及び大雪</p> <p>イ (略)</p>	<p>2 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達系統及び方法</p> <p>気象官署等の発する気象、水防等に関する予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達方法は、予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図（別図）に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。</p> <p>(1) 注意報、<u>警報及び特別警報</u>は、通常の勤務時間中は総務部総務課防災危機対策室が、勤務時間外は宿日直業務員が受理する。</p> <p>(2) 注意報、<u>警報及び特別警報</u>を受理した場合は、気象情報等受理簿に記載し、直ちに総務課防災危機対策室長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係部課長等に連絡するものとする。</p> <p>予報（注意報を含む。）、<u>警報及び特別警報</u>並びに情報等の伝達責任者一覧</p> <p>(略)</p> <p>(2) 夜間、休日等において宿日直業務員が予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等を受けたときは、気象情報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については防災危機対策室長（不在のときは、<u>総務課長</u>）に連絡し、当直明けの際に気象情報等受理簿を防災危機対策室長に提出するものとする。</p> <p>ア <u>気象警報・特別警報等</u> 暴風、暴風雪、大雨、洪水、浸水及び大雪</p> <p>イ (略)</p>

現

行 改

正

様式

気象情報等受理簿

(決 裁 欄)				受 理 事 項	
予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報の種別					
発令日時	:	受信方法			
受信日時	:	電話 ・ 無線 ・ その他			
発 信 者		受 信 者			

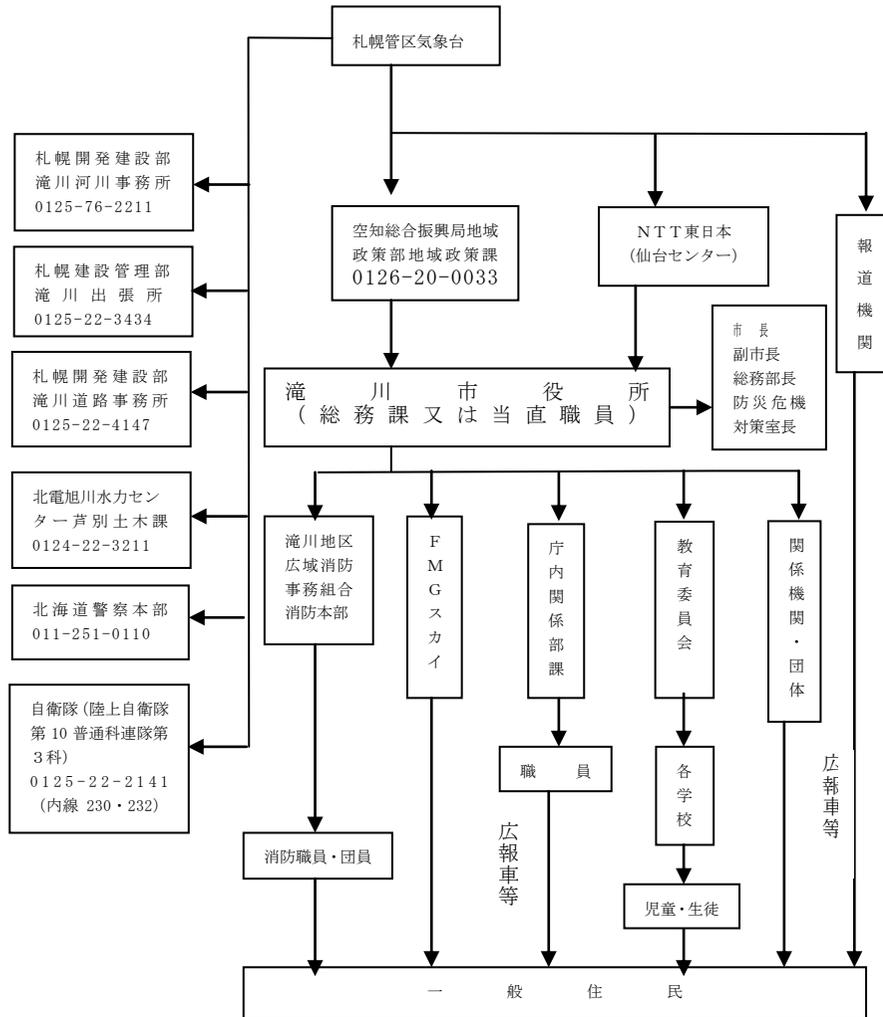
様式

気象情報等受理簿

(決 裁 欄)				受 理 事 項	
予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報の種別					
発令日時	:	受信方法			
受信日時	:	電話 ・ 無線 ・ その他			
発 信 者		受 信 者			

別図

予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等伝達系統図



別図

予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図

